

徳島県告示第五百九十六号

国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）第九条第一項の規定に基づき、基準地の単位面積当たりの標準価格を判定したので、次のとおり告示する。

令和二年九月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 基準地の単位面積当たりの標準価格の判定の基準日
令和二年七月一日

二 基準地の単位面積当たりの標準価格等
次の表のとおりとする。

（「次の表」は、省略し、その関係書類を徳島県県土整備部用地対策課に備え置いて一般の縦覧に供する。）